

■ 令和2年度 第3回 新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業
最低賃金専門部会

日 時：令和2年10月12日（月）午前9時30分～

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館9階 新潟地方気象台会議室

（事務局）

ただいまから第3回新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金専門部会を開催いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、労働者側委員の田辺委員が所用のため欠席されていますが、最低賃金審議会令第5条第2項、同令第6条第6項の規定により、本専門部会は成立しております。

それでは、以降の議事進行を部会長にお願いいたします。

（部会長）

それでは、審議に入りたいと思います。まず最初に、配布資料の説明を、事務局よりお願いいたします。

（事務局）

本日、机上配布させていただきましたが、第1回専門部会で配布した資料の資料No.3の差し替えをお願いしたいと思います。修正箇所については、青字で記載しておりますので、ご確認ください。資料の出所の年月日について、古いものを記載したままになっておりましたので、最新のものに修正させていただきました。

その他の資料についての説明を、室長からお願いします。

（賃金室長）

それでは、本日配布いたしました資料について、簡単に説明させていただきます。

資料No.2になりますが、これは第1回ときの資料として提出いたしましたけれども、10月2日に報道発表いたしました最近の雇用失業情勢になっております。令和2年8月の統計となります。1ページ目になりますが、有効求人倍率は1.16倍、7月が1.20倍だったので、0.04の減となっております。正社員の有効求人倍率は1.03倍、7月と同数でございます。雇用情勢における基調判断は、引き続き新型コロナウイルス感染症が、県内の雇用に与える影響に十分に注意する必要があるとしております。

資料No.3については、これも第2回で説明した資料の10月2日に公表した本年9月分の新潟県における新車登録届出台数の資料となっております。新車登録台数全体では、対前年

同月比 16.8 パーセント減で、12 か月連続の減少となっております。乗用車は 22.4%減少で、軽自動車も 12.8 パーセントの減少。その次のページが、令和 2 年 9 月の新潟県の新車新規登録届出台数調べの詳細なデータとなっております。

資料No.4 については、業務改善助成金のパンフレットで、参考までにつけさせていただきますました。

1 枚ものの A 4 で、当局に関連する全国の特定最低賃金の審議結果、自動車小売業についての、これは手書きで書いてあるので、今日調べたら、秋田県が追加ということで、都合 4 県ということで、全国で決まっております。審議の参考にしていただければと思います。

以上、簡単ではございますが、資料の説明とさせていただきます。

(部会長)

ありがとうございました。ただいまの配布資料の説明に関して、皆様から何かご質問やご意見等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、最低賃金改定の審議に入りたいと思います。前回、第 2 回の専門部会では、労働者側から 5 円引き上げの 924 円、一方使用者側からは据え置きの 919 円のご主張がなされました。合意を見るに至りませんでしたので、改めて本日は、金額についてご検討くださるようお願いしております。最初に、労働者側の委員から金額の提示をお願いいたします。

(石津委員)

労働者側としては、地域との優位性ということで、いろいろと検討させていただきました。その中で他県もまだ決まっていない状況ではございますが、優位性の確保という意味で、前回、2 円ほど下げさせていただきましたプラス 5 円の 924 円のままでございます。

(部会長)

もう一度確認をいたします。労働者側は、プラス 5 円引き上げの 924 円とのご意見ですね。

(石津委員)

はい。

(部会長)

ありがとうございます。この金額に関して、何かご意見等はございますか。

それでは、使用者側にもう一度確認したいと思うのですが、据え置きの 919 円というご主張で、本日よろしいでしょうか。

(瀬戸委員)

はい。前回の主張と金額は変わりありません。

(部会長)

承知いたしました。

今のご意見に対して、追加の主張等はございますでしょうか。よろしいですか。

ただいま労使のご意見をお伺いいたしましたが、労使双方金額の一致に至っておりません。そのため、これから個別折衝に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

個別折衝に入る前に、個別折衝の順番を、先に私から説明させていただきます。本日は、使用者側を先に折衝させていただき、その後、労働者側ということで進めたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声)

それでは、事務局から控室のご案内をお願いいたします。

(事務局)

それでは、本日の控室をご案内いたします。労働者側委員は3階の第3小会議室、使用者側委員は3階の審査室となります。

…… (個別折衝) ……

(部会長)

本日は、ここまで長い間審議をしていただきました。ありがとうございます。

本日、労働者側はプラス2円引き上げの921円まで、使用者側はプラス1円引き上げの920円まで歩み寄りいただきましたが、本日は金額の一致を見るに至りませんでした。そこで、専門部会としては、第4回の部会の開催をすることといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。それでは、もう一度、第4回の専門部会を後日開催することといたしたいと思います。次回は、全会一致での結論となるよう、それまでのご検討をどうかよろしくをお願いいたします。また、全会一致とならなかった場合、意見の一致に至らなかった場合は、採決という形で本審を開かなければならないということもご承知いただければと思います。また、日程調整に関しましても、年内発効ということを加味しまして、事務局で調整していただけるということでよろしいですか。今、ここでいつに確定してしまいますか。

(事務局)

それでは、まだ正式決定ではないのですけれども、一応の候補として19日の午前中、20日の午前中ということで考えているのですけれども、ご都合はいかがでしょうか。

(部会長)

来週の月・火の午前中、いずれかの午前中ということですが、いかがでしょうか。

(瀬戸委員)

私は都合が悪いです。

(室長)

それは、月曜日ですか。

(瀬戸委員)

両方です。

(部会長)

中野委員と小林委員はいかがでしょうか。

(中野委員)

私はけっこうです。

(小林委員)

私もけっこうです。

(部会長)

それでは、最終的には、また事務局で時間と会場を調整していただいて、ご案内をお願いするということによろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(部会長)

ありがとうございます。

それでは、本日は終了といたしますので、議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側からは石津委員、使用者側からは小林委員を指名させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事を事務局にお返しいたします。

(事務局)

それでは、本日の審議におきまして、再度の専門部会の開催が決まりました。会議室の空き具合を見て、事務局より開催日等を調整し、お知らせしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

後ほど正式のご連絡を差し上げるということで、第3回専門部会はこれで終わります。お疲れ様でした。